

株 主 各 位

愛知県東海市加木屋町陀々法師14番地の40
V T ホールディングス株式会社
代表取締役社長 高 橋 一 穂

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月23日（月曜日）午後6時までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 501会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第32期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第32期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
- 第5号議案 取締役の報酬等の額ならびに取締役に対するストックオプション報酬等の額及び具体的な内容一部変更の件
- 第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.vt-holdings.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

国内の新車販売市場は一昨年9月のエコカー補助金終了後は前年を下回る状況が続いておりましたが、当第2四半期からは増加に転じ、第3四半期以降は自動車メーカーの新型車発表による需要喚起や消費税増税前の駆け込み需要による追い風等もあり更に好調に推移し、国内自動車登録台数は通期累計では前年を9.2%上回る結果となりました。

当連結会計年度におきましては、当社グループの中核事業であります自動車販売関連事業の新規M&Aはありませんでしたが、既存会社において販売活動に注力し、新車、中古車を合わせた自動車販売台数は79,210台となり、前期に比べ8,325台(11.7%)増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は好調に推移し、連結売上高は1,326億82百万円(前期比12.1%増)、連結営業利益は100億82百万円(前期比29.1%増)、連結経常利益は99億76百万円(前期比30.3%増)、連結当期純利益は51億26百万円(前期比7.4%増)と、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益のすべての項目が過去最高となりました。

(2) セグメントの業績概況

[自動車販売関連事業]

新車部門では、ホンダ車の販売台数が8,093台(前期比21.7%増)、日産車の販売台数が20,081台(前期比9.7%増)、その他の外国車を含めた当社グループの新車販売台数は31,427台(前期比13.8%増)となりました。

中古車部門では海外への輸出台数は9,036台(前期比15.4%増)と好調に推移し、国内販売を含めた当社グループの中古車販売台数は47,783台(前期比10.4%増)となりました。

サービス部門では、点・車検、修理、手数料収入等の収益性向上に注力し、増益を確保いたしました。

レンタカー部門では既存店の稼動が堅調に推移したことに加え、新規店舗を出店したこともあり増収増益となりました。

以上の結果、売上高は1,303億87百万円(前期比12.3%増)、営業利益は101億39百万円(前期比29.3%増)となりました。

[住宅関連事業]

当社グループでは「建築家と建てる家」をテーマに高級注文住宅を提供しており、市場ニーズの高まりとともに受注棟数・竣工棟数は堅調に推移しております。

当連結会計年度におきましては、受注は各エリアとも好調に推移しており、また、業務の効率化や工事期間の短縮等に注力し収益率の改善に努めてまいりました。

以上の結果、売上高は21億47百万円（前期比4.0%増）、営業利益は66百万円（前期は0百万円の営業損失）となり、収益を改善することができました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資額は57億3百万円であります。

これは主に、自動車販売関連事業における試乗車、代車等の取得（17億22百万円）、レンタカー車両の取得（24億25百万円）、新規出店用土地の取得及び店舗の新築、改修（12億20百万円）等によるものであります。

(4) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金及び設備投資資金として、主に金融機関からの借入によっております。当連結会計年度においては、このほか、平成24年11月に当社が発行した第4回新株予約権の権利行使が完了し、36億円の資金調達を行っております。

(5) 事業の譲渡等の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当社グループはM&Aによる事業拡大を継続的に行うための経営基盤整備策として、常に「基盤収益の強化」「財務体質の強化」に取り組んでおります。具体的な内容は以下のとおりであります。

① 基盤収益の強化

自動車販売関連事業につきましては、国内では新車販売が伸びない環境のなか、新車部門以外の中古車、サービス部門の収益性を高めることで収益の確保を図っております。また、中古車輸出部門では英国等からの中古車仕入ルートへの拡大や左ハンドル地域への営業体制の強化により、販売地域の拡大と商品の付加価値を高め収益拡大を図っております。レンタカー部門では直営店・フランチャイズ店の両面で営業拠点網を日本全国に拡大し、一層の収益向上を目指しております。

② 財務体質の強化

当社は、平成19年3月に第三者割当増資を実施し、平成21年8月には新株予約権付社債を発行するなど、これまでも自己資本の充実を図ってまいりました。

当連結会計年度においては、平成24年11月に発行した第4回新株予約権（行使総額36億円）の行使が完了し、今後のM&A資金の確保と自己資本比率の改善に寄与しました。

今後につきましては市場環境を見ながら、さらなる資本増強と負債の削減に取り組んでまいります。

また、当社グループは事業収益によるキャッシュの増大をテーマとし、将来にわたり、より多くのキャッシュを生み出す事業の育成に取り組んでおります。今後も既存事業の収益によるキャッシュの増加に注力し、資本市場での資金調達も含め、バランスのとれたキャッシュ・フロー戦略を推進してまいります。

(7) 財産及び損益の状況の推移

項目	期別	第 29 期	第 30 期	第 31 期	第 32 期
		(平成23年3月期)	(平成24年3月期)	(平成25年3月期)	(当連結会計年度 平成26年3月期)
売上高(百万円)		92,657	95,974	118,317	132,682
経常利益(百万円)		5,700	6,562	7,659	9,976
当期純利益(百万円)		2,763	4,361	4,775	5,126
1株当たり当期純利益 (円)		80.69	126.93	134.80	46.29
総資産(百万円)		65,730	71,601	79,510	82,337
純資産(百万円)		13,101	16,921	21,157	28,955

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は平成26年2月12日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成26年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。このため、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

なお、第31期の期首において当該株式分割が行われたと仮定して算定した第31期の1株当たり当期純利益は以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益(円) 44.93

(8) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(株) ホンダカーズ東海	90 ^{百万円}	100.00%	自動車の販売・修理
長野日産自動車(株)	37	100.00	自動車の販売・修理
静岡日産自動車(株)	40	100.00 (100.00)	自動車の販売・修理
三河日産自動車(株)	30	100.00	自動車の販売・修理
(株)日産サテリオ埼玉	40	100.00 (100.00)	自動車の販売・修理
(株)フォードライフ中部	40	100.00	自動車の販売・修理
エルシーアイ(株)	98	100.00	自動車の輸入販売・修理
V Tインターナショナル(株)	90	100.00	自動車の販売・修理
ピーシーアイ(株)	99	100.00	自動車の輸入販売・修理
(株)トラスト	1,349	79.00 (5.65)	自動車の輸出
J-netレンタリース(株)	60	99.45 (54.20)	自動車賃貸
(株)アーキッシュギャラリー	329	100.00	住宅販売
(子会社 他14社)			

(注) 上記議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

② 企業結合の成果

連結子会社は23社あり、持分法適用会社は2社あります。当連結会計年度の連結売上高は1,326億82百万円(前期比12.1%増)、連結経常利益は99億76百万円(前期比30.3%増)、連結当期純利益は51億26百万円(前期比7.4%増)となりました。

(9) 主要な事業内容 (平成26年3月31日現在)

事業区分	事業内容
自動車販売 関連事業	ディーラー事業は、ホンダ系ディーラー、日産系ディーラー、輸入車ディーラー、輸入車インポーター及び海外自動車ディーラーからなり、主に新車・中古車の販売及び自動車の修理を行っております。また、自動車販売に関連する事業としてレンタカー事業及び自動車の輸出事業を行っております。 以上の自動車販売関連事業は新車部門、中古車部門、サービス部門、レンタカー部門、輸出部門の各部門で構成されております。
住宅関連事業	一戸建て住宅の販売、建築請負等を行っております。

(10) 主要な事業所 (平成26年3月31日現在)

① 当社

本 社	愛知県東海市加木屋町陀々法師14番地の40
名古屋事務所	名古屋市中区錦三丁目10番32号

② 主要子会社の事業所

(株)ホンダカーズ東海	愛知県東海市加木屋町陀々法師14番地の40
長野日産自動車(株)	長野市川合新田3616番地1
静岡日産自動車(株)	静岡市駿河区国吉田一丁目7番48号
三河日産自動車(株)	愛知県安城市横山町大山田中79番地3
(株)日産サテオ埼玉	さいたま市中央区上落合六丁目1番12号
(株)フォードライフ中部	名古屋市中村区名駅四丁目8番10号
エルシーアイ(株)	東京都大田区石川町二丁目1番1号
V Tインターナショナル(株)	名古屋市中区錦三丁目10番32号
ピーシーアイ(株)	東京都渋谷区広尾五丁目8番11号
(株)トラスト	名古屋市中区錦三丁目10番32号
J-netレンタリース(株)	名古屋市中区東桜一丁目5番7号
(株)アーキッシュギャラリー	名古屋市中区錦三丁目10番32号

(11) 従業員の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減数
自動車販売関連事業	2,242名	7名増
住宅関連事業	39名	5名増
その他	14名	2名増
合計	2,295名	14名増

- (注) 1. 上記従業員数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員414名は含んでおりません。
2. 当連結会計年度より、グループ内での出向者の計上基準を変更し、従来事業区分「その他」としていた者の一部を他の事業区分の従業員として計上することといたしました。
3. 前期末比増減数については、前連結会計年度の従業員数を当連結会計年度と同じ基準で計上した場合の増減数で記載しております。
4. 前連結会計年度に比べ、住宅関連事業の従業員数が5名増加し、その他の従業員数が2名増加しておりますが、いずれも業容拡大に伴うものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
14名	2名増	41.9歳	7.5年

- (注) 1. 上記従業員数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 当事業年度より、グループ内での出向者の計上基準を変更し、従来当社従業員としていた者の一部を子会社への出向者として計上することといたしました。
3. 前期末比増減数については、前事業年度の従業員数を当事業年度と同じ基準で計上した場合の増減数で記載しております。
4. 従業員数が前事業年度に比べ2名増加しておりますが、これは業容拡大に伴うものであります。

(12) 主要な借入先（平成26年3月31日現在）

借入先	借入金残高
(株) 静岡岡銀行	4,733 百万円
(株) りそな銀行	2,570
(株) みずほ銀行	1,310
(株) 大垣共立銀行	1,265

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成26年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 56,600,000株

(2) 発行済株式の総数 39,218,178株 (自己株式575,500株を除く。)

(注) 当社は平成26年4月1日を効力発生日として、1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しており、平成26年4月1日をもって、発行可能株式総数は169,800,000株、発行済株式の総数は119,381,034株に変更となっております。前項及び本項は、株式分割前の株式数により記載しております。

(3) 株主数 2,696名

(4) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
(有) エ ス ア ン ド ア イ	4,736 千株	12.07 %
三井住友海上火災保険(株)	2,554	6.51
日本トラスティ・サービズ信託銀行(株)(信託口)	2,343	5.97
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,388	3.53
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	1,234	3.14
(株) 損害保険ジャパン	1,234	3.14
日本興亜損害保険(株)	1,234	3.14
東京海上日動火災保険(株)	1,234	3.14
高橋一穂	1,092	2.78
高橋淳子	1,082	2.76

(注) 1. 持株比率は、自己株式(575千株)を控除して計算しております。

2. 当社は平成26年4月1日を効力発生日として、1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しており、平成26年4月1日をもって、発行可能株式総数は169,800,000株、発行済株式の総数は119,381,034株に変更となっております。株式分割の効力発生日が基準日(平成26年3月31日)の後であることから、本項は株式分割前の株式数により記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成26年2月12日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月1日付けで当社定款の一部を変更し、株式分割を実施しております。

① 株式分割の方法

平成26年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式の総数	39,793,678株
当該分割により増加した株式数	79,587,356株
株式分割後の発行済株式の総数	119,381,034株
株式分割後の発行可能株式総数	169,800,000株

③ 株式分割の効力発生日

平成26年4月1日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成26年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成24年11月12日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権は、平成26年2月10日をもって払込が完了しております。

新株予約権の総数	3,000 個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 3,000,000 株 (新株予約権1個につき 1,000 株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 2,400 円
新株予約権の払込期日	平成24年11月27日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 1,200 円
新株予約権の行使期間	平成24年11月28日から平成26年11月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)とし、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をUBS AG London Branchに割当てた。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
高橋 一穂	代表取締役社長	
伊藤 誠英	専務取締役	経営戦略本部長 ㈱トラスト 代表取締役社長
山内 一郎	常務取締役	管理本部長
加藤 和彦	取締役	㈱日産サテリオ埼玉 代表取締役社長
堀 直樹	取締役	コンプライアンス推進部長 ㈱ヤマシナ 代表取締役社長
桂山 滋	常勤監査役	
河合 重幸	常勤監査役	
柴田 和範	監査役	公認会計士、税理士 ㈱トラスト 社外監査役
鹿倉 祐一	監査役	弁護士 ㈱トラスト 社外監査役

- (注) 1. 監査役柴田和範氏及び鹿倉祐一氏は、社外監査役であります。
2. 監査役柴田和範氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は監査役柴田和範氏及び鹿倉祐一氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、㈱名古屋証券取引所及び㈱東京証券取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数	報酬等の額
取締役	5名	327百万円
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	22 (5)
合計 (うち社外監査役)	9 (2)	349 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月29日開催の第28期定時株主総会において、年額220百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成9年1月20日開催の臨時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額128百万円（取締役5名に対し126百万円、監査役4名に対し1百万円（うち社外監査役2名に対し0百万円））が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役 柴田和範氏及び監査役 鹿倉祐一氏は、当社の連結子会社である(株)トラスの社外監査役であります。なお、当社は同社の議決権を79.0%（間接保有を含む）保有しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
社外監査役	柴田和範	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回、監査役会12回のうち11回に出席し、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	鹿倉祐一	当事業年度に開催された取締役会14回のすべて、監査役会12回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社定款において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、各社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

④ 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額

	員数	報酬等の額
社外役員	2名	6百万円

（注）社外役員が当事業年度中に当社の子会社から受取った役員報酬等の総額1百万円を含んでおります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人東海会計社

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づいて監査役会が会計監査人を解任いたします。

なお、解任後最初に開催される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

(最終改定：平成20年6月27日)

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役コンプライアンス推進部長（以下、担当取締役といいますが、）を責任者として、グループ行動規範・コンプライアンス規程等のルール整備及びグループコンプライアンス委員会（以下、委員会といいますが、）の設置、担当部署への人員配置等の組織整備を行うとともに、内部通報制度として違反行為を発見した場合の通報窓口（コンプライアンス相談窓口）を外部法律事務所に設け、全取締役及び使用人による法令・定款の遵守を徹底します。

また、重要なコンプライアンス上の事態が発生した場合は、委員会に対して報告を行い、委員会において対策等を審議したうえでグループ各社の取締役会へ報告します。

さらに担当取締役は、委員会を通じてグループ内のコンプライアンスの実施状況を管理し、教育研修体制の構築を推進することでグループにおけるコンプライアンスの周知徹底を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）は、取締役管理本部長（以下、担当取締役という。）を責任者として、法令及び当社社内規程等に従って適切に保存管理します。

担当取締役は、社内の重要事項に係る職務執行情報をデータベース化し、当該各文章等の存否及び保存状況を直ちに検索する事が可能な体制を構築します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に関する基本ルールを策定し、リスク管理全般についての情報収集・分析・評価・対応までの一連の活動を通じた体系的なリスク管理体制を確立します。また、子会社を含めたグループとしてのリスク管理を強化する為、グループ戦略会議において当社及び当社グループ内で発生が予想されるリスク及び潜在的リスクを排除・防止する為の協議を行うものとします。

内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として内部監査規程に基づく監査計画を策定し、内部監査を行うこととしており、内部監査を通じて損失の危険のある業務執行行為等が発見された場合は、代表取締役社長に直ちに報告するものとします。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営計画のマネジメントについては、経営理念に基づき策定される年度計画及び中期経営計画の目標達成のために各業務執行ラインで活動することとし、経営計画が当初の予定通りに進捗しているか業務報告を通じ定期的に検査を行います。
業務執行のマネジメントについては、取締役会規程に基づき該当事項を取締役に付議するものとし、取締役会においては経営判断の原則を踏まえ、議題に関する十分な資料が全役員に配布されるものとします。
日常の業務執行については、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者がそれらの規程に基づき業務を遂行します。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社の適切な経営管理を行い、グループ戦略会議を通じて、子会社等における損失リスクの把握に努めます。
また、グループ行動規範及びグループコンプライアンス委員会を通じて、法令・定款の遵守を徹底する体制を子会社等と共有します。
さらに、グループ会社間の不適切な取引または会計処理を防止するため、当社内部監査室は子会社等の内部監査室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行います。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、使用人を配置し、当該使用人は、監査役の指示に従いその職務を行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人の任命・異動・人事評価については、取締役会の同意を必要とする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告等に関する事項
取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて、以下の項目を始めとする必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況に関する報告
 - ・ 当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況に関する報告
 - ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更に関する報告
 - ・ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容に関する報告
 - ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容に関する報告
 - ・ 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役会は、監査役が取締役会及び重要な機能会議等に出席する体制を整備するとともに、定期的に代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人と意見交換する機会を設けます。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、グループ行動規範において「暴力団、総会屋、テロ集団等の反社会的勢力による要求に屈することが、結果的に反社会的な行為を助長することを十分に認識し、反社会的勢力に対しては、全力を挙げて毅然とした態度で臨み、一切の関りを持たない」旨を規定し、全取締役及び使用人へ周知徹底します。

反社会的勢力による不当要求がなされた場合、コンプライアンス推進部を統括部署として必要な対応体制を編成し、顧問弁護士や警察等の外部の専門機関と連携して対応を行います。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重点課題と認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに、業績に応じた配当を継続して行うことを基本方針としております。当社の利益規模の拡大状況や東証上場会社の配当性向の平均値などを総合的に勘案したうえで、目標とする連結配当性向を当事業年度より20%から30%に引き上げ、株主の皆様への利益還元のさらなる充実を図っております。

また、内部留保資金につきましては、業容の拡大に向けた財務体質の強化及びM&A資金として活用し、株主の皆様への長期的な配当水準の維持、向上に努めたいと考えております。

平成26年3月期の期末配当金につきましては、上記方針に基づき一株当たり21円とさせていただきます。これにより、当期の年間配当金は1株当たり37円となり、前期（平成25年3月期）実績から7円の増配となります。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	31,642	流 動 負 債	37,736
現金及び預金	7,657	支払手形及び買掛金	15,367
受取手形及び売掛金	4,593	短期借入金	6,302
リース債権及びリース投資資産	5,699	リース債務	7,630
商品及び製品	10,330	未払金	419
仕掛品	328	未払法人税等	1,968
原材料及び貯蔵品	69	賞与引当金	859
繰延税金資産	880	その他	5,188
その他	2,106	固 定 負 債	15,645
貸倒引当金	△22	社 債	1,146
固 定 資 産	50,694	長期借入金	8,411
有 形 固 定 資 産	29,979	リース債務	2,468
建物及び構築物	6,530	繰延税金負債	1,421
機械装置及び運搬具	1,524	退職給付に係る負債	761
土地	17,294	役員退職慰労引当金	547
リース資産	4,289	長期未払金	183
その他	340	資産除去債務	301
無 形 固 定 資 産	12,240	その他	405
のれん	11,696	負 債 合 計	53,382
その他	544	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	8,474	株 主 資 本	27,452
投資有価証券	5,417	資 本 金	4,297
長期貸付金	696	資 本 剰 余 金	2,832
繰延税金資産	303	利 益 剰 余 金	20,421
差入保証金	1,088	自 己 株 式	△98
その他	2,240	その他の包括利益累計額	460
貸倒引当金	△1,271	其他有価証券評価差額金	281
資 産 合 計	82,337	土地再評価差額金	29
		為替換算調整勘定	148
		少 数 株 主 持 分	1,042
		純 資 産 合 計	28,955
		負 債 純 資 産 合 計	82,337

連結損益計算書

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		132,682
売 上 原 価		104,403
売 上 総 利 益		28,278
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,196
営 業 利 益		10,082
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	62	
そ の 他	407	469
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	389	
そ の 他	185	574
経 常 利 益		9,976
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	13	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	4	24
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	121	
固 定 資 産 除 却 損	62	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	41	
減 損 損 失	6	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	323	
そ の 他	38	594
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		9,406
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,477	
法 人 税 等 調 整 額	681	4,158
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		5,248
少 数 株 主 利 益		121
当 期 純 利 益		5,126

連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成25年4月1日残高	2,493	1,029	16,488	△134	19,876
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,803	1,803			3,607
剰余金の配当			△1,191		△1,191
当期純利益			5,126		5,126
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		36	35
連結範囲の変動			△1		△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	1,803	1,802	3,932	36	7,575
平成26年3月31日残高	4,297	2,832	20,421	△98	27,452

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
平成25年4月1日残高	261	37	31	330	12	937	21,157
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							3,607
剰余金の配当							△1,191
当期純利益							5,126
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							35
連結範囲の変動							△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	20	△7	116	129	△12	105	222
連結会計年度中の変動額合計	20	△7	116	129	△12	105	7,797
平成26年3月31日残高	281	29	148	460	-	1,042	28,955

連結注記表

<連結計算書類作成のための基本となる事項>

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 23社

主要な連結子会社の名称

㈱ホンダカーズ東海、長野日産自動車㈱、静岡日産ホールディングス㈱、静岡日産自動車㈱、三河日産自動車㈱、㈱日産サテリオ埼玉、エルシーアイ㈱、J-netレンタリース㈱、㈱トラスト、㈱アーキッシュギャラリー

(2) 主要な非連結子会社の名称等

㈱MIRAI Z

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

なお、㈱MIRAI Zは平成26年2月4日付けで、E-エスコ㈱から商号を変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

関連会社の名称

日産部品長野販売㈱、㈱ヤマシナ

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

アップルオートネットワーク㈱

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社（アップルオートネットワーク㈱他8社）

についてはそれぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- | | |
|------------------|-----------|
| a 商品 | 個別法 |
| （新車、中古車及び販売用不動産） | |
| b 商品（部品・用品） | 主に最終仕入原価法 |
| c 原材料 | 主に最終仕入原価法 |
| d 仕掛品 | 個別法 |
| e 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法

（リース資産を除く）

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及びレンタカー車両については、定額法を採用しております。

また、在外子会社は、定額法を採用しております。

② 無形固定資産 定額法

（リース資産を除く）

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用目的ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、市場販売目的ソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を計上する方法によっております。

③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（ただし、残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用 均等償却

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費、社債発行費の処理方法は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

取締役及び監査役に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ及び金利キャップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

金利スワップ	借入金
金利キャップ	

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ及び金利キャップは、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年間で均等償却しております。

(10) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。
- ② 連結納税制度の適用
当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。

<会計方針の変更等>

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更しております。

なお、当該変更に伴う損益に与える影響はありません。

<追加情報>

一部の連結子会社において、従来、退職一時金制度における退職給付債務について原則法によって算定しておりましたが、当該退職金支給対象者の減少に伴い、原則法によると合理的に退職給付債務の見積もりを行うことが困難となったため、退職給付債務の算定方法を原則法から簡便法に変更いたしました。

なお、この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 17,914百万円
3. 担保に供している資産

預金	90百万円
商品（新車・中古車）、車両運搬具	352百万円
建物	2,020百万円
土地	7,788百万円
投資有価証券	4百万円
計	10,256百万円

以上は仕入債務369百万円、短期借入金1,250百万円及び長期借入金2,765百万円（一年以内返済予定分616百万円を含む）の担保に供しております。

<連結損益計算書に関する注記>

1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

（自動車販売関連事業）

用途	場所	種類
事業用資産	大阪府堺市西区	建物、構築物

当社グループは、取り扱い商品及びサービス別にセグメントを構成しており、事業用資産は事業所単位、賃貸用資産及び遊休資産は物件単位にグルーピングを行っております。

自動車販売関連事業において、当初想定していた収益を見込めなくなったため、当該事業に係る資産グループについて減損損失を認識しております。減損損失の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

種類	金額
建物	5
構築物	1
合計	6

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	36,793,678	3,000,000	—	39,793,678

（注）増加数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 3,000,000株

3. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	786,867	133	211,500	575,500

（注）増減数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 133株

ストックオプションの権利行使による減少 211,500株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年5月10日 取締役会	普通株式	612	17.00	平成25年 3月31日	平成25年 6月12日
平成25年11月7日 取締役会	普通株式	579	16.00	平成25年 9月30日	平成25年 11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	823	21.00	平成26年 3月31日	平成26年 6月10日

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは主に自動車販売関連事業を行っており、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、短期的な運転資金につきましても銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、リース債権及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との持ち合い株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し貸付を行っており、信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に事業拡大のためのM&A資金や子会社における設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、長期借入金の期間は概ね5年となっております。リース債務は、主にレンタカー事業における車両のファイナンス・リース取引に係るもので、リース期間は原則5年以内となっております。また、借入金及び社債のうち変動金利によるもの並びにリース債務は、金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

営業債権及び貸付金については、与信並びに債権管理規程に基づき、継続的に取引を行う取引先については、取引先ごとに信用状況をデータベース化し、定期的にこれを更新することで信用状況を常時モニタリングし、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握を図っております。また、新規取引を行う際には、取引開始に先立って信用状況に関する調査を実施し、その結果を取引開始の可否、取引条件設定の判断材料としております。

② 市場リスク

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

当社及び一部の連結子会社は、借入金の金利の変動リスクを抑制するために、一部の借入金についてデリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利キャップ取引）を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③ 資金調達に係る流動性リスク

当社グループは各社において、月次ベースで資金繰り計画表を作成し、適時に更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,657	7,657	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,593	4,593	—
(3) リース債権及びリース投資資産	5,699	6,223	523
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	930	930	—
(5) 長期貸付金	696		
貸倒引当金(※1)	△343		
	353	369	16
(6) 破産更生債権等	608		
貸倒引当金(※1)	△600		
	8	8	—
資産計	19,242	19,782	540
(1) 支払手形及び買掛金	15,367	15,367	—
(2) 短期借入金 (一年以内返済予定分を除く)	3,752	3,752	—
(3) 未払法人税等	1,968	1,968	—
(4) リース債務(流動及び固定)	10,098	9,965	△132
(5) 社債 (一年以内償還予定分を含む)	1,500	1,503	3
(6) 長期借入金 (一年以内返済予定分を含む)	10,961	10,969	7
負債計	43,648	43,526	△121
デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 長期貸付金及び破産更生債権等は個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債権及びリース投資資産

これらの時価については、受取リース料総額を信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、連結貸借対照表計上額については、支払元本相当額または支払リース料総額によっているため、差額が生じております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの連結貸借対照表計上額及び時価について、取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

これらの時価は、債権ごとに債権額を回収までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。なお、一部の債権については回収見込額等に基づき貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(6) 破産更生債権等

これらの時価については、担保及び保証による回収見込額等に基づき貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務

これらの時価については、支払リース料総額を信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、転リースに係るリース債務の連結貸借対照表計上額については、利息相当額を含んでいるため、差額が生じております。

(5) 社債、(6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の社債発行または新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、一部の変動金利による長期借入金については金利スワップ及び金利キャップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップ及び金利キャップと一体として処理されるため、当該時価を長期借入金の時価に含めて記載しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び金利キャップの特例処理の要件を満たしているものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、当該時価を長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 1,043百万円）は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、表に含めておりません。

<賃貸等不動産に関する注記>

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸用オフィスビル、賃貸用店舗等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
5,562	5,208

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産額 237円24銭
2. 1株当たり当期純利益 46円29銭

当社は、平成26年4月1日付けで普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。このため、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

<重要な後発事象に関する注記>

(株式分割)

当社は、平成26年2月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年4月1日を効力発生日として、次のように株式分割による新株式を発行しております。

1. 分割の方法

平成26年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

2. 分割により増加した株式数 普通株式 79,587,356株

なお、当該株式分割による影響については、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、<1株当たり情報に関する注記>に記載しております。

(株式取得による子会社化)

平成26年4月1日付けで、当社は、日産系ディーラーの㈱日産サティオ奈良の発行済株式のすべてを取得し、当該会社を子会社化いたしました。

1. 目的

当社グループの自動車販売関連事業の業容拡大のため

2. 株式取得の相手先

日産ネットワークホールディングス㈱

3. 会社の名称、事業内容及び規模

会社名称 ㈱日産サティオ奈良

事業内容 日産車の販売、各種中古車販売、自動車整備全般、その他関連業務

規模 売上高 3,388百万円（平成25年3月期実績）

店舗数 新店舗 6 中古車店舗 1（平成26年3月31日現在）

4. 取得株数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

異動前の所有株式 0株

（所有割合 0%、議決権数 0個）

取得株数 1,800株

（取得価額 412百万円、議決権数 1,800個）

なお、取得価額については、株式譲渡契約書において調整される旨の条項が付されております。

異動後の所有株式 1,800株

（所有割合 100%、議決権数 1,800個）

5. 株式の取得時期

株式引渡 平成26年4月1日

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,413	流 動 負 債	6,223
現金及び預金	810	短期借入金	4,321
前渡金	7	一年以内返済予定の長期借入金	777
前払費用	20	一年以内償還予定の社債	80
短期貸付金	2,928	未払金	133
未収入金	1,611	未払法人税等	798
繰延税金資産	3	未払費用	60
その他	31	未払消費税等	8
固 定 資 産	20,095	前受金	12
有 形 固 定 資 産	528	預り金	15
建物	300	賞与引当金	9
土地	196	その他	5
その他	32	固 定 負 債	3,791
無 形 固 定 資 産	0	社債	570
その他	0	長期借入金	2,486
投資その他の資産	19,565	繰延税金負債	148
投資有価証券	978	役員退職慰労引当金	440
関係会社株式	17,615	資産除去債務	49
長期貸付金	342	その他	96
従業員長期貸付金	2	負 債 合 計	10,014
長期前払費用	87	純 資 産 の 部	
差入保証金	108	株 主 資 本	15,230
長期未収入金	970	資本金	4,297
破産更生債権等	133	資本剰余金	2,827
その他	119	資本準備金	1,925
貸倒引当金	△791	その他資本剰余金	901
資 産 合 計	25,509	利 益 剰 余 金	8,204
		利益準備金	254
		その他利益剰余金	7,949
		繰越利益剰余金	7,949
		自 己 株 式	△98
		評価・換算差額等	264
		その他有価証券評価差額金	264
		純 資 産 合 計	15,494
		負 債 純 資 産 合 計	25,509

損 益 計 算 書

(自 平成25年 4月 1日)
(至 平成26年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,461
売 上 原 価		104
売 上 総 利 益		3,356
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		925
営 業 利 益		2,430
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	47	
受 取 保 証 料	18	
為 替 差 益	20	
そ の 他	3	90
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	129	
そ の 他	42	171
経 常 利 益		2,350
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	11	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	4	
そ の 他	0	16
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	22	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	38	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	323	
そ の 他	0	383
税 引 前 当 期 純 利 益		1,982
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△852	
法 人 税 等 調 整 額	779	△73
当 期 純 利 益		2,056

株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利益準備金	そ の 他 剰 余 利 益 金 繰 越 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
平成25年4月1日残高	2,493	121	902	1,024	193	7,145	7,339
事業年度中の変動額							
新株の発行	1,803	1,803		1,803			
剰余金の配当					61	△1,252	△1,191
当期純利益						2,056	2,056
自己株式の取得							
自己株式の処分			△0	△0			
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	1,803	1,803	△0	1,802	61	803	864
平成26年3月31日残高	4,297	1,925	901	2,827	254	7,949	8,204

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成25年4月1日残高	△134	10,723	244	244	12	10,979
事業年度中の変動額						
新株の発行		3,607				3,607
剰余金の配当		△1,191				△1,191
当期純利益		2,056				2,056
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	36	35				35
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)			20	20	△12	8
事業年度中の変動額合計	36	4,507	20	20	△12	4,515
平成26年3月31日残高	△98	15,230	264	264	-	15,494

個別注記表

<重要な会計方針>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| (2) その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用目的ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用してしております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（ただし、残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用してしております。

(4) 長期前払費用

均等償却

4. 繰延資産の会計処理

株式交付費、社債発行費の会計処理は、支出時に全額費用処理してしております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

取締役及び監査役に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

金利スワップ 借入金

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

当事業年度から連結納税制度を適用しております。

<表示方法の変更>

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保証料」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。なお、前事業年度の「受取保証料」は、34百万円であります。

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。なお、前事業年度の「為替差益」は、4百万円であります。

前事業年度まで特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。なお、前事業年度の「投資有価証券売却益」は、7百万円であります。

<貸借対照表に関する注記>

1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	4,525百万円
長期金銭債権	3百万円
短期金銭債務	4,229百万円
長期金銭債務	12百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 169百万円

4. 担保に供している資産

投資有価証券 4百万円

以上は一年以内返済予定の長期借入金75百万円及び長期借入金668百万円の担保に供しております。

5. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入及び仕入債務等に対して債務保証を行っております。

7,212百万円

<損益計算書に関する注記>

1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社に対する売上高 3,314百万円

3. 関係会社に対するその他営業取引高 26百万円

4. 関係会社との営業取引以外の取引高 100百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	786,867	133	211,500	575,500

（注）増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加	133株
ストックオプションの権利行使による減少	211,500株

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金	3百万円
役員退職慰労引当金	155百万円
投資有価証券	282百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円
貸倒引当金	279百万円
関連会社株式	592百万円
子会社株式	379百万円
繰越欠損金	344百万円
その他	33百万円
繰延税金資産小計	2,070百万円
評価性引当額	△2,063百万円
繰延税金資産合計	7百万円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	144百万円
その他	8百万円
繰延税金負債合計	152百万円
繰延税金負債の純額	144百万円

<関連当事者との取引に関する注記>

1. 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高			
			役員等の兼任等(名)	事業上の関係							
子会社	㈱ホンダ カーズ東海	所有 直接 100.00%	5	資金の貸借	資金の借入 資金の返済 利息の支払	2 132 2	短期借入金 (注) 2 —	143 — —			
				債務保証	仕入債務の保証 借入債務の保証 債務保証料	1,801 278 1	— — (注) 3	— — —			
				担保提供	被担保提供料 業務委託収入	1 114	(注) 4 (注) 1	— —			
				長野日産 自動車㈱	所有 直接 100.00%	2	資金の貸借	資金の返済 利息の支払	322 13	短期借入金 (注) 2	1,524 —
							債務保証	借入債務の保証	853	—	—
	被債務保証	借入債務の被保証 被債務保証料	300 0				— (注) 3	— —			
		業務委託収入	154				(注) 1	—			
	静岡日産 自動車㈱	所有 間接 100.00%	3	資金の貸借	資金の返済 利息の支払	452 18	短期借入金 (注) 2	1,152 —			
				債務保証	借入債務の保証	180	—	—			
				被債務保証	借入債務の被保証 被債務保証料	300 0	— (注) 3	— —			
					業務委託収入	141	(注) 1	—			
	三河日産 自動車㈱	所有 直接 100.00%	1	資金の貸借	資金の借入 資金の返済 利息の支払	17 244 17	短期借入金 (注) 2 —	1,174 — —			
				債務保証	借入債務の保証 債務保証料	764 0	— (注) 3	— —			
				被債務保証	借入債務の被保証 被債務保証料	300 0	— (注) 3	— —			
					業務委託収入	150	(注) 1	—			
	㈱日産サテオ 埼玉	所有 間接 100.00%	3	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	500 645 0	短期貸付金 (注) 2 —	— — —			
				債務保証	借入債務の保証 債務保証料	725 5	— (注) 3	— —			
					業務委託収入	96	(注) 1	—			
				静岡日産ホール ディングス㈱	所有 直接 100.00%	2	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	1,913 1,050 11	短期貸付金 (注) 2 —	1,723 — —

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員 の兼任等 (名)	事業上の 関係				
子会社	㈱フォード ライフ中部	所有 直接 100.00%	1	資金の貸借	資金の貸付	0	短期貸付金	—
					資金の回収	0	(注) 2	—
					利息の受取	0	—	—
					資金の借入	1,500	短期借入金	—
	資金の返済	1,500	(注) 2	—				
	利息の支払	0	—	—				
	業務委託収入	12	(注) 1	—				
	エルシーアイ㈱	所有 直接 100.00%	3	資金の貸借	資金の貸付	414	短期貸付金	538
					資金の回収	260	(注) 2	—
					利息の受取	4	—	—
					借入債務の保証	172	—	—
	仕入債務の保証	169	—	—				
	債務保証料	2	(注) 3	—				
	業務委託収入	24	(注) 1	—				
	VTインター ナショナル㈱	所有 直接 100.00%	3	資金の貸借	資金の借入	581	短期借入金	51
					資金の返済	593	(注) 2	—
利息の支払					1	—	—	
仕入債務の保証					16	—	—	
借入債務の保証	37	—	—					
債務保証料	0	(注) 3	—					
ピーシーアイ㈱	所有 直接 100.00%	3	資金の貸借	資金の貸付	197	短期貸付金	48	
				資金の回収	196	(注) 2	—	
				利息の受取	0	—	—	
				借入債務の保証	72	—	—	
債務保証料	0	(注) 3	—					
J-net レンタリース㈱	所有 直接 45.25% 間接 54.20%	2	車両のリース	リースのリース	1	リース資産	16	
				支払利息相当額	1	リース債務(流動)	5	
				借入債務の保証	—	—	—	
				リース連帯保証	1,067	—	—	
債務保証料	6	(注) 3	—					
業務委託収入	34	(注) 1	—					
㈱アーキッシュ ギャラリー	所有 直接 100.00%	2	資金の貸借	資金の貸付	20	短期貸付金	20	
				利息の受取	0	(注) 2	—	
				借入債務の保証	—	—	—	
				債務保証料	0	(注) 3	—	
業務委託収入	12	(注) 1	—					
CCR MOTOR CO. LTD.	所有 直接 100.00%	1	資金の貸借	資金の貸付	961	短期貸付金	445	
				資金の回収	530	(注) 2	—	
				利息の受取	3	—	—	
				借入債務の保証	599	—	—	
仕入債務の保証	216	—	—					
支払保証	256	—	—					

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員・兼任等(名)	事業上の関係				
子会社	エスシーアイ(株)	所有 直接 100.00%	3	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	113 3 0	短期貸付金 (注) 2 —	110 — —
	(株)MIRAI Z (注) 6	所有 直接 100.00%	2	資金の貸借	資金の貸付 利息の受取	32 0	短期貸付金 (注) 2	32 —
					資金の借入 資金の返済 利息の支払	0 39 0	短期借入金 (注) 2 —	— — —
				債務保証	リース連帯保証 債務保証料	— 0	— (注) 3	— —
	(株)シー・イー・ エス	所有 直接 85.00%	2	資金の貸借	資金の借入 利息の支払	0 0	短期借入金 (注) 2	52 —
関連会社	(株)ヤマシナ	所有 直接 33.99%	3	担保提供	被担保提供料	2	(注) 5	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件については、市場価格等を参考にして一般的取引条件と同様に決定しております。なお、取引金額には消費税等を含めておりません。
2. 子会社各社及び関連会社との間で発生する資金の貸借につきましては、市場金利を勘案しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 金融機関からの借入に対する連帯債務保証及び被連帯債務保証であり、保証額等に基づき保証料を算定しております。
4. 金融機関からの借入に対し、不動産の担保提供(根抵当設定限度額450百万円)を受けており、年率0.38%の被担保提供料を支払っております。
5. 金融機関からの借入に対し、不動産の担保提供(根抵当設定限度額500百万円)を受けており、年率1.0%の被担保提供料を支払っております。
6. (株)MIRAI Zは平成26年2月4日付で、Eーエスコ(株)から商号を変更しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	高橋一穂	(被所有) 直接 2.78%	当社代表取締役	ストックオプションの権利行使	11	—	—
役員	伊藤誠英	(被所有) 直接 1.20%	当社専務取締役	ストックオプションの権利行使	18	—	—

(注) 平成20年6月27日開催の定時株主総会決議により会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払い込み金額を乗じた金額を記載しております。

< 1株当たり情報に関する注記 >

- 1株当たり純資産額 131円70銭
- 1株当たり当期純利益 18円57銭

当社は、平成26年4月1日付けで普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当該事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

< 重要な後発事象に関する注記 >

(株式分割)

当社は、平成26年2月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年4月1日を効力発生日として、次のように株式分割による新株式を発行しております。

1. 分割の方法

平成26年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

2. 分割により増加した株式数 普通株式 79,587,356株

なお、当該株式分割による影響については、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、< 1株当たり情報に関する注記 >に記載しております。

(株式取得による子会社化)

平成26年4月1日付けで、当社は、日産系ディーラーの㈱日産サテリオ奈良の発行済株式のすべてを取得し、当該会社を子会社化いたしました。

1. 目的

当社グループの自動車販売関連事業の業容拡大のため

2. 株式取得の相手先

日産ネットワークホールディングス㈱

3. 会社の名称、事業内容及び規模

会社名称 ㈱日産サティオ奈良

事業内容 日産車の販売、各種中古車販売、自動車整備全般、その他関連業務

規 模 売上高 3,388百万円（平成25年3月期実績）

店舗数 新車店舗 6 中古車店舗 1（平成26年3月31日現在）

4. 取得株数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

異動前の所有株式 0株

（所有割合 0%、議決権数 0個）

取得株数 1,800株

（取得価額 412百万円、議決権数 1,800個）

なお、取得価額については、株式譲渡契約書において調整される旨の条項が付されております。

異動後の所有株式 1,800株

（所有割合 100%、議決権数 1,800個）

5. 株式の取得時期

株式引渡 平成26年4月1日

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年 5月15日

V Tホールディングス株式会社
取 締 役 会 御中

監査法人東海会計社

代 表 社 員 公 認 会 計 士 後 藤 久 貴 ㊟
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 大 国 光 大 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、V Tホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、VTホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年4月1日付けで、株式会社日産サテオ奈良の発行済株式のすべてを取得し、当該会社を子会社化した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年 5 月15日

V Tホールディングス株式会社

取 締 役 会 御 中

監査法人東海会計社

代 表 社 員 公 認 会 計 士 後 藤 久 貴 ㊞
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 大 国 光 大 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、V Tホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年4月1日付けで、株式会社日産サテリオ奈良の発行済株式のすべてを取得し、当該会社を子会社化した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、VTホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等にしがい、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款にしたがい、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成26年5月21日

V Tホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 桂 山 滋 ㊟

常勤監査役 河 合 重 幸 ㊟

監 査 役 柴 田 和 範 ㊟

監 査 役 鹿 倉 祐 一 ㊟

(注) 監査役柴田和範および鹿倉祐一は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

社外取締役の招聘に伴い、適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とする規定を新設するものであります。

なお、定款第26条第2項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (新設)	第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	高橋 一穂 (昭和28年1月18日)	昭和58年3月 旧(株)ホンダベルノ東海設立 代表取締役社長 平成9年1月 (株)ホンダオートセールス（現当社）代表取締役社長（現任） 平成17年7月 V Tインターナショナル(株) 代表取締役社長（現任） 平成18年4月 エルシーアイ(株) 代表取締役社長（現任）	1,092,600株
2	伊藤 誠英 (昭和35年9月27日)	平成8年10月 旧(株)ホンダベルノ東海入社 平成9年4月 当社総務部長 平成10年6月 当社取締役総務部長 平成11年6月 当社常務取締役関連会社担当兼総務部長 平成15年4月 当社常務取締役経営戦略本部長 平成17年7月 E-エスコ(株)（現(株)M I R A I Z）代表取締役社長（現任） 平成19年4月 (株)トラスト 代表取締役社長（現任） 平成20年6月 当社専務取締役経営戦略本部長（現任） 平成23年6月 (株)アーキッシュギャラリー 代表取締役社長（現任） 平成25年8月 エスシーアイ(株) 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) (株)トラスト 代表取締役社長	472,450株
3	山内 一郎 (昭和34年6月27日)	平成11年1月 旧(株)ホンダベルノ東海入社 経理部長 平成15年4月 当社管理部長 平成15年6月 当社取締役管理部長 平成18年6月 J-netレンタリース(株) 代表取締役社長 平成19年6月 当社取締役管理部長 平成20年6月 当社常務取締役管理本部長（現任）	147,800株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	かとうかずひこ 加藤和彦 (昭和30年11月2日)	平成13年8月 旧(株)ホンダベルノ東海入社 平成16年4月 静岡日産自動車(株) 代表取締役副社長 平成17年4月 同社代表取締役社長 平成18年6月 当社取締役(現任) 平成24年4月 (株)日産サティオ埼玉 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)日産サティオ埼玉 代表取締役社長	36,600株
5	ほりなおき 堀直樹 (昭和39年3月30日)	平成8年7月 旧(株)ホンダベルノ東海入社 平成12年10月 当社住宅事業部長 平成15年4月 当社新規事業部長 平成16年6月 (株)ホンダベルノ東海 取締役 平成16年8月 同社代表取締役社長 平成18年6月 当社取締役管理部長 平成18年8月 (株)ホンダカーズ東海 代表取締役副社長 平成18年10月 当社取締役コンプライアンス推進部長 (現任) 平成19年6月 (株)ヤマシナ 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) (株)ヤマシナ 代表取締役社長	66,300株
6	あさくまやすのり 朝熊康則 (昭和23年7月8日)	昭和47年4月 名工建設(株)入社 平成16年6月 同社執行役員経営管理本部総務部長 平成18年6月 同社取締役執行役員経営管理本部総務部長 平成21年6月 同社取締役執行役員東京支店長 平成22年6月 同社取締役常務執行役員東京支店長 平成25年6月 同社退職	—

- (注) 1. 当社(旧(株)ホンダオートセールス)は、平成9年4月1日付けをもって旧(株)ホンダベルノ東海を吸収合併いたしました。
2. 取締役候補者堀直樹氏は、(株)ヤマシナの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間でその他の取引を行っております。
3. 取締役候補者高橋一穂、伊藤誠英、山内一郎、加藤和彦、朝熊康則の5氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 朝熊康則氏は、社外取締役候補者であります。
5. 朝熊康則氏を社外取締役候補者とした理由は、長年上場企業の業務執行に携わった幅広い経験と知識から、適切な助言を得られると判断したものであります。
6. 朝熊康則氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所及び(株)名古屋証券取引所に届け出る予定であります。
7. 「所有する当社株式の数」については、平成26年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役桂山滋氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
かとうはるのり 加藤晴規 (昭和25年9月29日)	昭和47年3月 ダイナバック(株) (旧日本ハイバック(株)) 入社 平成20年3月 同社執行役員 総務部長 平成22年3月 同社監査役 平成26年3月 同社非常勤顧問	—

- (注) 1. 選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。
2. 監査役候補者加藤晴規氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 加藤晴規氏は、社外監査役候補者であります。
4. 加藤晴規氏を社外監査役候補者とした理由は、上場会社の執行役員、監査役を歴任されており幅広い経験と知識を有し、社外監査役としての役割を果たしていただけると判断したものであります。
5. 加藤晴規氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所及び(株)名古屋証券取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

- I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
- 当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより経営参画の意識を高めることを目的として、当社ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。
- II. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否
1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限
- 下記III. に定める内容の新株予約権8,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式800,000株を上限とし、下記Ⅲ.1.により付与株式数（以下に定義される。）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

Ⅲ. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項を決定することができる新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、3. (2) ①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の（株）東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

3. 行使価額の調整

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①または②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。
- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。
- ① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}} \times \text{分割前行使株式数}$$

- ② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。
- (3) 上記(1)①及び②に定める場合のほか、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当てまたは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
4. 新株予約権を行使することができる期間
割当日後2年を経過した日から5年間
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記
2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得
られる再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目
的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織
再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予
約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及
び資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決
議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10. に準じて決定する。
9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない
端数がある場合には、これを切り捨てる。
10. その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使するこ
とができない。

第5号議案 取締役の報酬等の額ならびに取締役に対するストックオプション報酬等の額及び具体的な内容一部変更の件

(提案の理由)

当社の取締役の報酬等の額は、平成22年6月29日開催の第28期定時株主総会において、年額220百万円以内、平成20年6月27日開催の第26期定時株主総会において、取締役の報酬等の額とは別枠として、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額を年額90百万円以内、新株予約権の総数につきましては25,000個を1年間の上限とすることをご承認いただき、今日に至っております。

近時の社会情勢や経営環境の変化に伴い取締役の経営監督機能、業務執行機能及びガバナンスの強化をはかるため、社外取締役を招聘し取締役の増員を行い、また今後の経営体制の一層の強化に向け取締役の増員を行う等諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬等の額ならびに取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額及び具体的な内容につきまして、下記のとおりとする旨の改定をご承認いただきたく存じます。

当社は、新株予約権が当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより経営参画の意識を高めることを目的として割り当てられるストックオプションであること等から、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の取締役は5名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役は1名）となります。

(議案の内容)

1. 当社の取締役の報酬等の額は、平成22年6月29日開催の第28期定時株主総会において、年額220百万円以内、平成20年6月27日開催の第26期定時株主総会において、取締役の報酬等の額とは別枠として、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額を年額90百万円以内とすることをご承認いただき、今日に至っておりますが、これらの取締役の報酬等の額のうち年額220百万円以内を年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）と改定する旨をご承認いただきたく存じます。なお、別枠としての取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額の年額90百万円以内は、従来どおり改定いたしません。
2. 当社の取締役（社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は、以下の内容に変更いたしたく存じます。
 - (1) 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類及び数
新株予約権の総数8,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数は、当社普通株式800,000株を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を株式数の上限とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の（株）東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から5年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

3. 上記の取締役の報酬等の額ならびにストックオプションとしての新株予約権に関する取締役の報酬等の額及び具体的な内容には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたしたく存じます。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役桂山滋氏は、本總會終結の時をもって辞任により退任されますので、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、監査役の協議にご一願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
桂 山 滋	平成24年6月 当社常勤監査役（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場：名古屋市中区栄三丁目15番33号 栄ガスビル 5階 501会議室

交 通：地下鉄 「栄駅」西改札口より南へ

サカエチカ街 6番出口より 徒歩約5分

地下鉄 「矢場町駅」6番出口より 徒歩約3分

会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。